

## 2. 視聴覚教育に関する規程（機器、放送、掲示教育等）

### 第1章 活動目標

- 1 教育課程に基づく通常の授業、学校行事等を円滑にする為に使用される放送施設（固定）の管理運営に当たる。
- 2 教科及び教科外活動を円滑にするために使用される視聴覚教育機器の管理運営に当たる。
- 3 掲示板の管理と提示物の指導。
- 4 情操教育にも努める。

### 第2章 施行細則

第1条 放送施設の管理は、視聴覚係が行う。

第2条 視聴覚機器の貸し出しは、使用目的が次の項に該当する場合に行う。

- (1) 機器を使用する正課の授業
- (2) 機器を使用する学校行事
- (3) 機器を使用する特別教育活動
- (4) 機器を使用する授業研究
- (5) その他（ただし、事務を通して学校長の許可を得るものとする）

第3条 本条の使用にあたっては、原則として、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の順に優先する。

第4条 視聴覚教室を使用したい時は、その前日までに予約簿に使用者の名前（例：山田、VTR）を記入することによって許可を得たものとする。もし、かち合ったりした場合には、視聴覚機器を使用し、その教室以外では、困難な授業あるいは行事を優先する。

第5条 教室の施設、備品を破損、または故障などをさせた場合は、すみやかに視聴覚係に報告しなければならない。

第6条 使用後は、使用機器の後始末、クーラーの電源を切る（夏場）などを確実にすること。

#### 附則

この規程は平成2年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。